

2. 北九州市がこれまでに行った観光振興に関する主な取組み

(1)ハード面

| | |
|--|--|
| 施設整備関連(MICE) | MICE*施設建設費(約216億円) 西日本総合展示場本館(昭和52年)、北九州国際会議場(平成2年)、西日本総合展示場新館(平成10年) |
| 施設整備関連(観光) | 門司港レトロ施設等整備費(約425億円) 「旧門司港三井倶楽部」等の歴史的建造物保存活用、関門海峡ミュージアムの整備 など |
| 施設整備関連(観光) | 小倉城周辺魅力向上事業費(約16億円) 小倉城天守閣展示リニューアル、小倉城のライトアップ、飲食物販施設整備 など |
| 施設整備関連(世界遺産) | 世界遺産眺望スペース等整備費(約1億円) 眺望スペースの整備・充実、トイレ・駐車場の確保、世界遺産の保全 など |
| 施設整備関連(空港) | 新北九州空港整備費(約129億円) 新北九州空港の整備に係る地元負担金(北九州市負担分) |
| 施設整備関連(港湾) | 新門司フェリーターミナル整備費(約2億円) 新門司フェリーターミナルの埠頭用地や関連施設の整備 など(令和元年度分) |
| <small>(*)MICEとは、Meeting(企業等の会議)、Incentive travel(企業等の行う報奨・研修旅行) Convention(国際機関・団体・学会等が行う国際会議)、Exhibition/Event(展示会・見本市、イベント)の頭文字のこと。</small> | |

7

2. 北九州市がこれまでに行った観光振興に関する主な取組み

(2)ソフト面

| | |
|----------|---|
| MICE関連 | MICE開催助成金(約0.7億円/年) 大規模MICEの開催を助成 |
| MICE関連 | MICE施設管理費(約3億円/年) 西日本総合展示場(新館)、北九州国際会議場の指定管理料 |
| 案内所・施設関連 | 観光案内所運営に係る費用等(約0.4億円/年) 小倉駅、門司港駅、北九州空港 |
| 案内所・施設関連 | 観光施設管理運営に係る費用等(約5.5億円/年) 小倉城、小倉城庭園、平尾台、皿倉山、門司港レトロ など |
| クルーズ関連 | クルーズ船受入・誘致に係る費用等(約1億円/年) ひびきCT本部等設置業務、安全対策業務、シャトルバス運行业務、タグボート補助金 など |
| 空港関連 | 北九州空港の新規路線就航促進に係る費用等(約7億円/年) 運行助成、PR活動、航空会社セールス、空港アクセス利便性の維持・向上、空港整備事業地元負担金 など |

8

3. 宿泊税を財源とする取組みの考え方

(1)基本的な考え方

考え方①

北九州市観光振興プランに基づく施策に充当する

視点 宿泊税による税収の利用目的は「観光振興」であるため、原則として、北九州市の観光振興の基本方針を定めた「北九州市観光振興プラン」に基づいた施策に充当されるべきである。

【留意すること】

宿泊需要の創出、インバウンド対応、観光PR、観光案内所の機能強化など、優先順位を付けて取り組む。

考え方②

今後の観光動向や、九州全体における北九州市の役割を踏まえた施策に活用する

視点 宿泊税は、北九州市の将来にわたる観光の発展を維持、促進させるものであるため、今後の観光動向等を注視し、適切な投資を行うことが必要である。また、北九州市は九州における玄関口ともなる都市であるため、九州全体への波及効果も意識しつつ、取組を進めるべきである。

【留意すること】

現場の意見、国の調査結果等データに基づいて取り組む。

考え方③

既存施策への単純な充当は行わない

視点 宿泊税は、これからの観光振興のために導入するのであるから、これまでの取組に充当するのは適切でない。したがって、新規事業や既存施策の拡充などに充当されるべきである。

【留意すること】

宿泊者増につながる新規事業(グレードアップ)に重点を置く。

9

3. 宿泊税を財源とする取組みの考え方

(2)今後必要と考えられる取組(1/4)

| 基本戦略 | 取組内容 | 事業規模 |
|--|---|-------|
| 【戦略①】 北九州市＝観光都市としてのブランディング <都市イメージ> | 1 戦略的な誘客促進プロモーションの推進 ロケ誘致、youtube等を活用したPRの実施 など | 0.5億円 |
| | 2 都市イメージの醸成 テレビ番組などメディアを活用したイメージ醸成、SNS映えするロゴオブジェ等の設置 など | 0.5億円 |
| 【戦略②】 北九州市ならではの地域資源の観光資源化 <資源の発掘・磨き上げ> | 3 門司港レトロリニューアル事業 旧門司三井倶楽部や旧大阪商船の耐震事業 など | 5億円 |
| | 4 門司港レトロの魅力向上、観光推進等 ライトアップや夜間景観周遊バスの運行、情報発信や集客イベントの実施 など | 3億円 |
| | 5 ニューツーリズムの推進 サイクルツーリズムやスポーツツーリズム等の推進 など | 0.5億円 |
| | 6 世界遺産眺望スペースのPR等 イベントPR、構内見学バスツアーの再開 など | 1億円 |

※ 委員から特に注力すべきと意見があったものや、
宿泊業者・旅行者アンケートにおける上位項目を赤字で記載

10

3. 宿泊税を財源とする取組みの考え方

(2)今後必要と考えられる取組(2/4)

| 基本戦略 | 取組内容 | 事業規模 |
|----------------------------------|--|-------|
| 【戦略③】 セールスプロモーション戦略 ＜情報発信＞ | 7 市内外への観光客の回遊性向上のための取組 関門連携、東・中九州観光ルート協議会(別府市・熊本市)、九州縦断観光ルート協議会(福岡市・熊本市・鹿児島市)などを通じたプロモーション事業 など | 1億円 |
| | 8 夜型観光(ナイトタイムエコノミー)の充実 夜景観光の強化や夜間イベントの実施、宿泊者向けグルメ情報などの情報発信・プロモーション など | 0.5億円 |
| | 9 修学旅行誘致の強化 市内へのコース変更等セールスの強化 など | 0.3億円 |
| | 10 産業観光等のセールスの強化 産業観光の受入体制の強化やプロモーションの強化 など | 0.5億円 |

※ 委員から特に注力すべきと意見があったものや、
宿泊業者・旅行者アンケートにおける上位項目を赤字で記載

11

3. 宿泊税を財源とする取組みの考え方

(2)今後必要と考えられる取組(3/4)

| 基本戦略 | 取組内容 | 事業規模 |
|----------------------------------|---|-------|
| 【戦略④】 おもてなしの充実 ＜受け入れ体制の整備＞ | 11 「まちあるき」の満足度向上整備 観光地のトイレ、Wi-Fi環境の整備 など | 1.5億円 |
| | 12 空港から市内アクセスの強化 小倉駅-北九州空港間エアポートバスの増便 など | 1.5億円 |
| | 13 空港内の案内表示の刷新 デジタルサイネージ、バス乗換情報システム等の設置 など | 0.2億円 |
| | 14 新門司フェリーターミナル整備費 新門司フェリーターミナルの埠頭用地や関連施設の整備 など | 2億円 |
| | 15 観光案内所の機能強化 観光案内所リニューアル、デジタルサイネージの設置、案内機能強化、多言語対応 など | 3億円 |
| | 16 観光案内板の強化 観光総合案内板の改修、多言語化 など | 1億円 |

※ 委員から特に注力すべきと意見があったものや、
宿泊業者・旅行者アンケートにおける上位項目を赤字で記載

12

3. 宿泊税を財源とする取組みの考え方

(2)今後必要と考えられる取組(4/4)

| 基本戦略 | 取組内容 | 事業規模 | |
|----------------------------------|--|-------|--------|
| 【戦略⑤】 MICE戦略 ＜都市型集客＞ | 17 MICE施設の大規模改修 北九州国際会議場、西日本総合展示場の大規模改修 | 4億円 | |
| | 18 MICE開催助成の拡大 助成の拡大、推進体制の強化 など | 1.5億円 | |
| 【戦略⑥】 インバウンド戦略 ＜東アジアからの誘客＞ | 19 宿泊施設へのインバウンド対応支援等 キャッシュレス推進、トイレ洋式化・バリアフリー化(公衆トイレ含む)、 WiFi環境整備、宿泊助成 など | 1.5億円 | |
| | 20 インバウンド誘致に向けた情報発信の強化 HPの更新、動画の作成、SNSでの発信、ウェブメディアの活用、 FAMツアーの実施 など | 1億円 | |
| 合 計 | | ハード面 | 15.2億円 |
| | | ソフト面 | 14.8億円 |

※ 本資料は、今後必要な財政需要を試算したものであり、宿泊税を財源とした具体的な事業内容は、各年度の予算編成時に検討していく。

※ 委員から特に注力すべきと意見があったものや、
宿泊業者・旅行者アンケートにおける上位項目を赤字で記載

13

4. 宿泊税の課税要件

| 項目 | 検討案 | 考え方 |
|---------------------------------|--|--|
| 課税客体 (課税の対象となる行為) | 北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設 | 宿泊施設の形態にかかわらず、行政サービスを受取る程度は変わらないため、公平性の観点から、すべての宿泊者を対象とする。 |
| 納税義務者 | 上記施設への宿泊者 | |
| 徴収方法 | 特別徴収 | 宿泊者から個別に徴収することは現実的ではなく、先行導入事例すべてが特別徴収としている。 特別徴収義務者は宿泊事業者とすることが適当である。 |
| 特別徴収義務者 (納税者から税を預かり、市に納入する者) | ・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者 | |
| 課税免除 (特定の場合に課税を免除する) | なし | 応益性や公平性、特別徴収義務者である宿泊事業者等の事務負担を踏まえ、課税免除は設けない。 修学旅行については、次の理由から課税免除しない。 ①修学旅行生も他の観光客と同様の行政サービスを受取る ②宿泊事業者の事務が増加 ③他の学校行事との線引きが煩雑 ④県税は課税 (修学旅行等誘致施策の拡充等を検討する。) |

14

4. 宿泊税の課税要件

| 項目 | 検討案 | 考え方 |
|------------------------------|--|---|
| 税率(税額) | ・福岡県宿泊税と合わせて200円以内とする。 ・課税区分は設けず、一律とする。 | 福岡県との二重課税を考慮し、宿泊者の過重な負担とならないと考えられる200円以内とすることが必要である。(他の自治体と比較し、過重な負担ではない。) 特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担も考慮の上、簡素な制度とすることが望ましい。 宿泊料金に関わらず、行政サービスを受ける程度は変わらないため、広く負担し公平性を確保することが適当である。 |
| 免税点 (それ以下は課税対象とならない一定の金額) | なし | |
| 課税期間 | 条例施行後3年・その後は5年を目途に見直しを行う | 課税期間は、5年毎を基本とするが、特別徴収義務者である宿泊事業者等の事務負担を踏まえ、福岡県と同様に当初3年、それ以後は5年毎とする。 |

| 入湯税 | 検討案 | 考え方 |
|--|------------------|---|
| ・宿泊1人1泊 150円 ・日帰り 100円 ※福岡市は、宿泊税の導入に伴い、入湯税を宿泊者1人1泊150円から50円に減額 | 入湯税の税率(税額)は改正しない | 宿泊税とは使途・目的や課税客体が異なる。 市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担が考えられる。 福岡市以外の京都市及び金沢市は、入湯税の改正を行っていない。 |

15

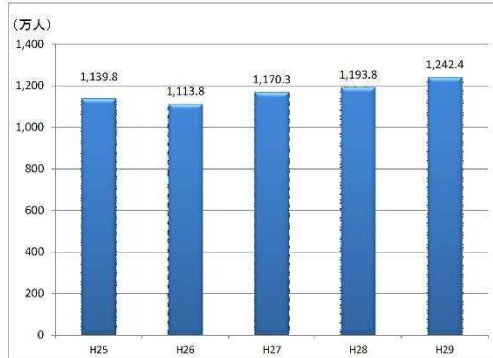
5. 北九州市の観光振興の現状と課題

①観光客数の推移(全体、外国人観光客)(1/2)

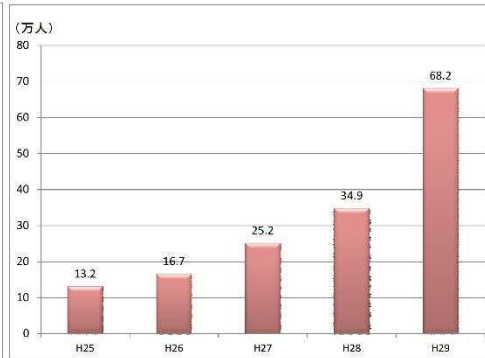
現状と課題

- 北九州市を訪れる観光客数は増加傾向にあり、平成29年には1,200万人を突破した。
- 特に外国人観光客の伸びが著しく、平成29年は平成25年の約5.2倍となっている。これは、日本全体(1,036万人→2,869万人・約2.8倍)、九州全体(167万人→494万人・約4.9倍)を上回っており、今後さらなる増加が見込まれる。(参考:JNTO月別・年別統計データ)

観光客数(実数)の推移



外国人観光客数の推移



資料:北九州市観光動態調査結果

16

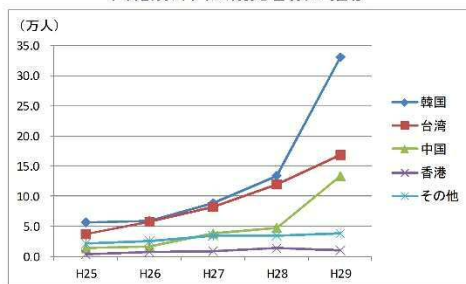
5. 北九州市の観光振興の現状と課題

①観光客数の推移(全体、外国人観光客)(2/2)

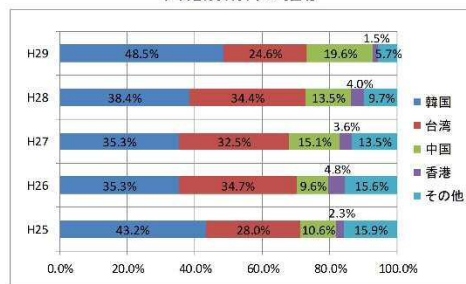
現状と課題

- 国籍別外国人観光客数を見ると、韓国が最も多く、次いで台湾、中国となっている。特に、中国は国際定期便が復活した平成28年以降の伸びが目立ち、直行便就航の効果が表れている。
- このため、直行便のない香港、その他の国籍において、観光客数は横ばいとなっており、今後さらにインバウンド需要を伸ばすためには、東アジアなど就航路線(都市)数を増やしていく必要がある。
- 今後、オリンピック・パラリンピックや大阪万博など世界的なイベントが控えており、外国人観光客の受け皿となる観光施策の充実、強化は喫緊の課題である。

国籍別外国人観光客数の推移



国籍別割合の推移



資料: 北九州市観光課「平成29年次外国人観光客数について」

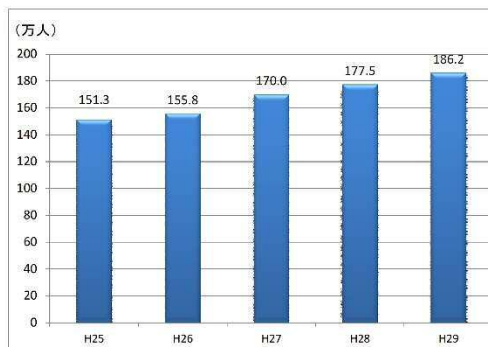
5. 北九州市の観光振興の現状と課題

②宿泊客数の推移(全体、外国人)

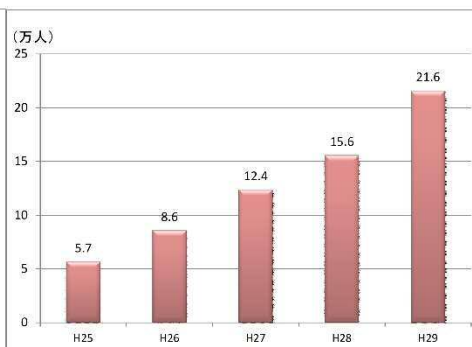
現状と課題

- 宿泊客数も増加傾向にあり、平成29年は平成25年の約1.2倍となっており、観光客数の伸び率(約1.1倍)を上回っていることから、潜在型観光地へ変化を遂げつつあると考えられる。
- 外国人の宿泊客数も同様に増加傾向にある。
- しかしながら、観光客に対する宿泊客数は未だ約15%(外国人観光客については約32%)に留まっており、宿泊者増へ向けた対策が必要である。

宿泊客数(実数)の推移



外国人宿泊客数の推移



資料: 北九州市観光動態調査結果

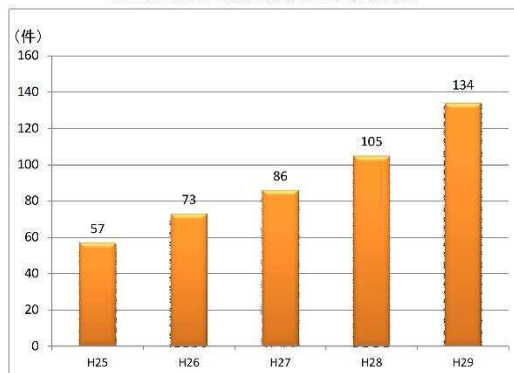
5. 北九州市の観光振興の現状と課題

③MICE開催状況の推移

現状と課題

- MICE開催件数も増加傾向にあり、平成29年は平成25年の約2.4倍となっている。
- 都市別開催件数においても、平成29年は全国8位となるなど、九州において福岡市に次ぐ順位であり、MICE都市としての認知度が飛躍的に向上していると考えられる。
- MICE参加者は、一般観光客に比べ一人あたりの消費額が多いため、地域経済に与える影響が大きく、さらなるMICE誘致策が必要である。

北九州市の国際会議開催件数の推移



日本国内の都市別国際会議開催件数の推移

| 順位 | 2013年 (平成25年) | 2014年 (平成26年) | 2015年 (平成27年) | 2016年 (平成28年) | 2017年 (平成29年) |
|-----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 1位 | 東京(23区) 531 | 東京(23区) 543 | 東京(23区) 557 | 東京(23区) 574 | 東京(23区) 608 |
| 2位 | 福岡市 253 | 福岡市 336 | 福岡市 353 | 福岡市 383 | 神戸市 405 |
| 3位 | 横浜市 226 | 京都市 202 | 仙台市 221 | 京都市 278 | 京都市 306 |
| 4位 | 京都市 176 | 横浜市 200 | 京都市 218 | 神戸市 260 | 福岡市 296 |
| 5位 | 大阪市 172 | 名古屋市 163 | 横浜市 190 | 名古屋市 203 | 名古屋市 183 |
| 6位 | 名古屋市 143 | 大阪市 130 | 名古屋市 178 | 横浜市 189 | 横浜市 176 |
| 7位 | 千原地区 113 | 千原地区 104 | 大阪市 139 | 大阪市 180 | 大阪市 139 |
| 8位 | 神戸市 93 | 札幌市 101 | 神戸市 113 | 仙台市 115 | 北九州市 134 |
| 9位 | 札幌市 89 | 神戸市 82 | 札幌市 107 | 札幌市 115 | 仙台市 120 |
| 10位 | 仙台市 77 | 仙台市 86 | 千原地区 94 | 北九州市 105 | 札幌市 116 |
| 11位 | 北九州市 57 | 北九州市 73 | 北九州市 86 | 千原地区 85 | 千原地区 98 |
| 12位 | つくば地区 51 | つくば地区 66 | 広島市 59 | 広島市 76 | 広島市 87 |
| 13位 | 広島市 50 | 広島市 50 | つくば地区 53 | つくば地区 50 | 千原市 57 |
| 14位 | 東京都 31 | 東京都 45 | 東京都 36 | 千原市 43 | つくば地区 47 |
| 15位 | 千原市 28 | 岡山県 33 | 岡山県 33 | 岡崎市 39 | 徳島市 35 |

資料：独立行政法人 国際観光振興機構「2017年 JNTO国際会議統計について」 19

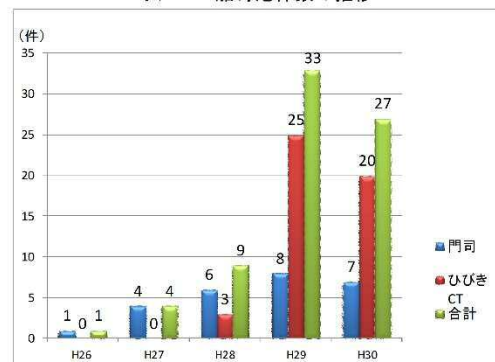
5. 北九州市の観光振興の現状と課題

④クルーズ船寄港回数の推移

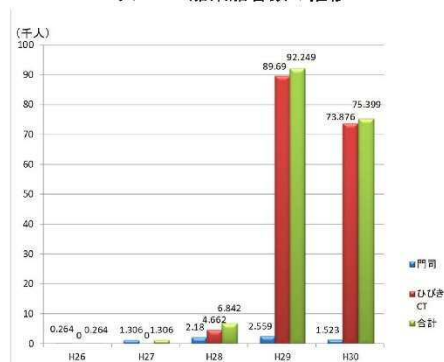
現状と課題

- クルーズ船寄港回数について、平成30年に一旦減少したものの、平成31年(令和元年)は9月までで22回寄港予定があり、また、来年以降も既に寄港を予定しているクルーズ船があるなど、需要は衰えていないと考えられる。
- 平成29年度の北九州市の調査によると、クルーズ船乗船客一人あたりの消費額は32,126円と報告されており、クルーズ船の寄港は消費効果をもたらしている。
- 一方、近接する下関市や九州の各県、山陰・山陽地方でもクルーズ船誘致に力を入れ始めており、競争力を維持するため、受入環境整備と誘致対策強化が必要である。

クルーズ船寄港件数の推移



クルーズ船乗船客数の推移



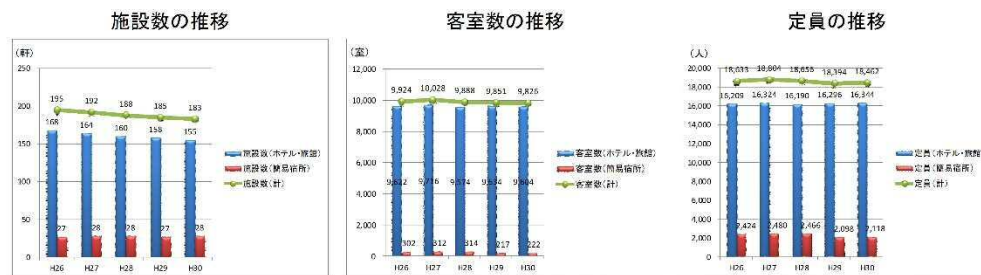
資料：北九州市港湾空港局「クルーズ船寄港数」 20

5. 北九州市の観光振興の現状と課題

⑤ 宿泊施設の推移(施設数)

現状と課題

- 全体に、施設数は微減傾向にあるが、客室数、定員は横ばいとなっている。
- 定員と年間宿泊客数から算出した「定員稼働率」は、約59.9%となっており、平均(全国40.5%、福岡県55.2%)より高くなっている。(参考:観光庁「宿泊旅行統計調査」)
- 宿泊客数は今後も増加傾向にあると考えられるため、受入体制を強化し、より多くの宿泊需要を取り込む必要がある。



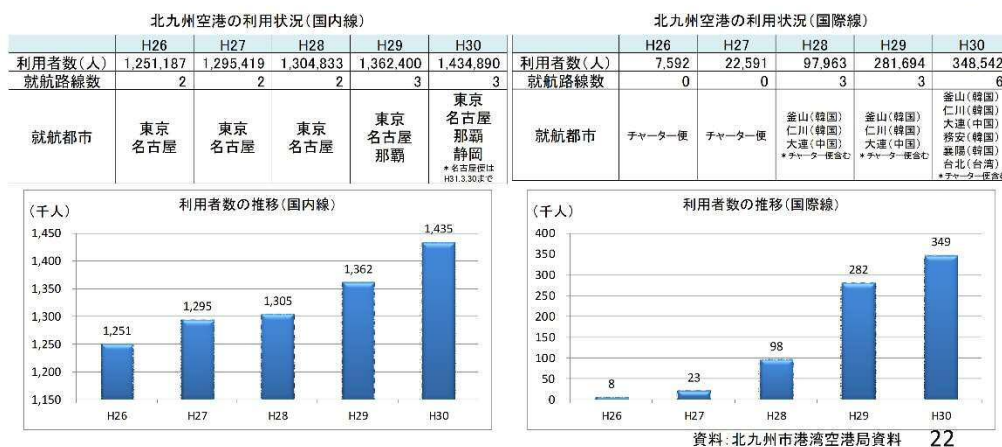
資料:北九州市 ホテル・旅館などの情報(施設数、客室及び定員)

5. 北九州市の観光振興の現状と課題

⑥ 北九州空港の利用状況の推移

現状と課題

- 国内線について、就航路線(都市)数が増加しており、それに伴って利用者数も増加している。
- 国際線について、韓国を中心として就航路線(都市)数、利用者数とも近年飛躍的に上昇している。
- 九州のハブ空港とされる福岡空港は、IATA(国際航空運送協会)が指定する「混雑空港(レベル3)」に指定されており、また、運用時間も限られている。このため、福岡市をはじめとする九州各地へのアクセスが良く、24時間運用可能な北九州空港は、今後、さらなる新規就航、増便が見込まれる。(令和元年6月大邸(テグ・韓国))



資料:北九州市港湾空港局資料 22

6. (参考)北九州市宿泊税に関する調査検討会議について

(1)設置目的

北九州市における宿泊税に関する検討を行うため、北九州市宿泊税に関する調査検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(2)検討内容

- ①宿泊税を導入することについて
- ②宿泊税を財源とした観光振興のための新たな施策について
- ③その他目的達成に必要なことについて

(3)委員(50音順・敬称略)

| 氏名 | 所属 |
|------------------|---|
| 市瀬 一馬 | 日本旅行業協会(JATA)九州支部 北九州委員長 (株)JTB北九州支店 支店長 |
| 入江 昭彦 | 北九州ホテル協議会 会長 (JR九州ステーションホテル小倉 総支配人) |
| 鎌尾 悦治 | 小倉旅館ホテル組合 組合長 (小倉ベイホテル第一 代表取締役) |
| (副委員長) 羽田野 隆士 | 北九州商工会議所 専務理事 |
| (委員長) 柳井 雅人 | 北九州市立大学 副学長 |

参考2. 検討経過

| 時期 | 内容 |
|-----------|---|
| 令和元年6月19日 | 宿泊事業者・旅行者へのアンケート調査実施（～6月30日まで） |
| 令和元年6月26日 | 北九州市議会が「本市での宿泊税導入に関する決議」を決議 |
| 令和元年6月28日 | 第1回北九州市宿泊税に関する調査検討会議 【主な議題】 調査検討会議の論点整理、福岡県及び福岡市が予定している宿泊税の概要、財政需要について、税以外の適切な手法の検討、課税要件等の検討、宿泊事業者及び旅行者アンケート調査の実施について |
| 令和元年7月6日 | 旅行者向けアンケート調査実施（～7月15日まで） |
| 令和元年7月11日 | 第2回北九州市宿泊税に関する調査検討会議 【主な議題】 前回会議を踏まえた方針の確認、宿泊事業者及び旅行者へのアンケート調査結果、財政需要（宿泊税の用途）についての検討、宿泊税の課税要件についての検討、宿泊者へのアンケート調査の実施について、パブリックコメントの実施について |
| 令和元年7月17日 | 「北九州市の宿泊税の考え方（案）」に対するパブリックコメント実施（～7月25日まで） |
| 令和元年7月30日 | 第3回北九州市宿泊税に関する調査検討会議 【主な議題】 宿泊者向けアンケート調査結果、宿泊税の用途について、報告書素案について |
| 令和元年8月6日 | 第4回北九州市宿泊税に関する調査検討会議 【主な議題】 パブリックコメント結果、報告書案について |

参考3. 北九州市宿泊税に係る調査検討会議 委員名簿

（50音順・敬称略）

| 氏名 | 所属 |
|------------------|---|
| 市瀬 一馬 | 日本旅行業協会（JATA）九州支部 北九州委員長 （㈱JTB北九州支店 支店長） |
| 入江 昭彦 | 北九州ホテル協議会 会長 （JR九州ステーションホテル小倉 総支配人） |
| 鎌尾 悦治 | 小倉旅館ホテル組合 組合長 （小倉ベイホテル第一 代表取締役） |
| （副委員長） 羽田野 隆士 | 北九州商工会議所 専務理事 |
| （委員長） 柳井 雅人 | 北九州市立大学 副学長 |

参考4. 北九州市宿泊税に係る調査検討会議 設置要綱

北九州市宿泊税に関する調査検討会議 設置要綱

(設置目的)

第1条 北九州市における宿泊税に関する検討を行うため、北九州市宿泊税に関する調査検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(検討内容)

第2条 検討会議は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 宿泊税を導入することについて
- (2) 宿泊税を財源とした観光振興のための新たな施策について
- (3) その他目的達成に必要なことについて

(組織)

第3条 検討会議は、別紙に定める委員で構成する。

2 次の各号に該当する者は選任の対象外とする。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と密接な関係を有する者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

2 委員長は、検討会議を代表し、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、これを代理する。

(会議運営)

第5条 検討会議は委員長が招集し、これを進行するものとする。

2 検討会議は、必要に応じて、委員以外の者に、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 検討会議の公開の方法は、委員長が委員に諮って決める。

(事務局)

第6条 検討会議の庶務及び補佐を行うため、事務局を産業経済局観光課に置く。

(規定外事項)

第7条 この要綱に定めのない事項で、検討会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。